

# 令和5年度個人住民税のしおり

## ■ 所得金額

所得の種類	内容	所得金額の計算
事業	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他事業から生じる所得	総収入金額－必要経費－青色申告特別控除額
不動産	不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けによる所得	総収入金額－必要経費－青色申告特別控除額
利子	公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得	収入金額
配当	株式会社や協同組合等からの剰余金の配当、持分会社からの利益の配当、相互保険会社の基金に対する利息、投資信託の収益の分配などに係る所得	収入金額－元本取得に要した負債の利子
給与	俸給、給料、賃金、賞与、歳費などの所得	収入金額－給与所得控除額(別表①)
雑	公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金、船員保険、恩給などの所得(※1)
	業務	食品デリバリー、アフィリエイト、広告収入、原稿料、講演料など継続的な営利活動による雑所得
	その他	生命(損害)保険契約に基づく年金、暗号資産などの上記のいずれにも該当しない所得
譲渡(総合課税)	土地、建物、有価証券など分離課税対象の資産以外(機械、車輛、特許権、ゴルフ会員権)の譲渡による所得	収入金額－(取得費+譲渡費用)－特別控除額50万円
一時	生命保険契約等の一時金、損害保険契約の満期返戻金や解約返戻金、車券や馬券の払戻金などに係る所得	収入金額－その収入を得るために支出した金額－特別控除額50万円

### ● 別表①:給与所得の計算方法

給与収入額(A)	給与所得額
0円 ~ 550,999円	0円
551,000円 ~ 1,618,999円	(A)－550,000円
1,619,000円 ~ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ~ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ~ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ~ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ~ 1,799,999円	(A)÷4(1,000円未満切捨)×2.4+100,000円
1,800,000円 ~ 3,599,999円	(A)÷4(1,000円未満切捨)×2.8－80,000円
3,600,000円 ~ 6,599,999円	(A)÷4(1,000円未満切捨)×3.2－440,000円
6,600,000円 ~ 8,499,999円	(A)×90%－1,100,000円
8,500,000円 ~	(A)－1,950,000円

※1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

### ● 別表②:公的年金等の雑所得の計算方法

受給者の年齢	公的年金の収入(B)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 (昭和33年1月2日以降に生まれた方)	~ 1,299,999円	(B)－600,000円	(B)－500,000円	(B)－400,000円
	1,300,000円~4,099,999円	(B)×0.75－275,000円	(B)×0.75－175,000円	(B)×0.75－75,000円
	4,100,000円~7,699,999円	(B)×0.85－685,000円	(B)×0.85－585,000円	(B)×0.85－485,000円
	7,700,000円~9,999,999円	(B)×0.95－1,455,000円	(B)×0.95－1,355,000円	(B)×0.95－1,255,000円
65歳以上 (昭和33年1月1日以前に生まれた方)	~ 3,299,999円	(B)－1,100,000円	(B)－1,000,000円	(B)－900,000円
	3,300,000円~4,099,999円	(B)×0.75－275,000円	(B)×0.75－175,000円	(B)×0.75－75,000円
	4,100,000円~7,699,999円	(B)×0.85－685,000円	(B)×0.85－585,000円	(B)×0.85－485,000円
	7,700,000円~9,999,999円	(B)×0.95－1,455,000円	(B)×0.95－1,355,000円	(B)×0.95－1,255,000円
	10,000,000円 ~	(B)－1,955,000円	(B)－1,855,000円	(B)－1,755,000円

※1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

## 1. 住民税のあらまし

個人市民税は、個人府民税と合わせて、一般的に個人住民税と呼ばれます。税額計算のもとになる金額などが同じであるため、市が併せて税額を計算・通知し、市へ納めます。個人住民税は、納税義務のある人すべてに対して均等に課税される 均等割 と、その人の所得に応じて課税される 所得割 から成ります。

### ■ 納税義務者

令和5年1月1日現在、市内に住所を持つ人や、市内に事務所や事業所、家屋を持つ人に納税の義務が生じます。

- 年の途中で転出した人…四條畷市で課税し、納税します。転出先へ納税するのは、令和6年度からです。
- 年の途中で死亡した人…親族などの相続人が納税義務を引き継ぎ、四條畷市で課税し、納税となります。

納税義務者	納める税額
市内に住んでいる人	均等割額 + 所得割額
市内に住んでいない人のうち、市内に事務所・事業所または家屋がある人	均等割額

### ■ 非課税の人

- 均等割も所得割も課税されない人

- (1)生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (2)障害者・未成年者・寡婦・ひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人

- 均等割が課税されない人

前年合計所得金額が次の計算で求めた金額以下の人

- (1)同一生計配偶者・扶養親族がいる… $35万円 \times [本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族] の人数 + 10万円 + 21万円$
- (2)同一生計配偶者・扶養親族がいない… $35万円 + 10万円$

- 所得割が課税されない人

前年の総所得金額等の合計額が次の計算で求めた金額以下の人

- (1)同一生計配偶者・扶養親族がいる… $35万円 \times [本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族] の人数 + 10万円 + 32万円$
- (2)同一生計配偶者・扶養親族がいない… $35万円 + 10万円$

※合計所得金額…総所得金額 + 退職所得以外の分離課税の所得など

※総所得金額等…合計所得金額 - 純損失または雑損失の繰越控除、居住用財産に係る譲渡損失繰越控除金額など

## 2. 税額計算

### ■ 総合課税の場合

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{前年の} \\ \text{所得金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得} \\ \text{控除額} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割税率} \\ \hline \end{array} \left[ 10\% \right] - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \end{array} \left[ 5,300 \text{円} \right] - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除} \\ \text{不足額} \\ \hline \end{array}$$

※所得割額の内訳は、市民税6%・府民税4%、均等割額の内訳は、市民税:3,500円・府民税:1,800円。

※上の図の( )内の金額を課税所得金額という。計算後、1,000円未満の端数を切り捨てた金額。

※所得割額は、市民税と府民税をそれぞれ計算し、100円未満の端数をそれぞれ切り捨てる。

※控除不足金額は、所得割額で控除できなかった配当割額または株式譲渡所得割額を指す。

### ■ 分離課税の場合

下記の所得がある場合、総合課税とは別に税額計算します。分離課税所得の税率は次の表のとおりです。

土地等や建物等の譲渡	長期譲渡			短期譲渡	
	一般	特定	軽課	一般	軽課
	5%	2,000万円以上…4% 2,000万円未満…5%－20万円	6,000万円以上…4% 6,000万円未満…5%－60万円	9%	5%
株式の譲渡	上場株式	一般株式			
	5%	5%			
上場株式等の配当等	5%				
先物取引	5%				

## ■ 主な税額控除

- **調整控除**・・・所得税から住民税へ税源移譲が行われた際、その人的控除額の差から生ずる負担増を調整するために設けられた税額控除です。

納税義務者の合計課税所得金額	控除額
200万円以下の場合	AかBかいずれか少ない金額の5%
200万円超の場合	A-(B-200万円)の5% (※ただしAからBを控除した額が5万円を下回る場合は5万円の5%)

A・・・所得税との人的控除額の差額の合計額（※下表参照）

B・・・合計課税所得金額 (= 総合課税の課税所得金額 + 課税退職所得金額 + 課税山林所得金額)

控除の種類	差額	控除の種類		差額			控除の種類	差額			
		納税義務者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下					
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円	勤労学生控除	1万円		
	特別	10万円	除	老人	10万円	6万円	3万円		扶養控除	一般	5万円
	同居特別	22万円	配偶者特別控除	50万円未満	5万円	4万円	2万円			特定	18万円
寡婦控除	1万円	特別控除	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円	除	老人	10万円		
ひとり親控除	5万円	基礎控除		5万円			除	同居老親等	13万円		

- **寄附金税額控除**・・・四條畷市では、以下①～④の寄附金が税額控除対象です。

- ① 都道府県・市町村への寄附(ふるさと納税)・・・市・府民税へ適用できます。ただし、総務大臣から指定を受けた都道府県・市町村です。
- ② 大阪府共同募金会への寄附・・・府民税のみの適用です。
- ③ 日本赤十字社への寄附・・・府民税のみの適用です。
- ④ 大阪府が条例で指定した寄附・・・府民税のみの適用です。

※特別控除適用時の控除税額は、総合所得金額等の30%を上限として、下表のA+B+C（ただし、C.申告特別控除はワンストップ特例を利用した人のみ）の合計額（内訳は、市民税・・・5分の3、府民税・・・5分の2）

A.基本控除額	(寄附金の合計額-2,000円)×10%	※ <u>住民税所得割額の20%</u> が限度
B.特別控除額	(寄附金の合計額-2,000円)×割合A	
C.申告特別控除額	B×割合イ	

課税総所得金額(円)	割合ア	割合イ
～ 1,950,000	84.895%	84.895分の5.105
1,950,001 ～ 3,300,000	79.79%	79.79分の10.21
3,300,001 ～ 6,950,000	69.58%	69.58分の20.42
6,950,001 ～ 9,000,000	66.517%	66.517分の23.483
9,000,001 ～ 18,000,000	56.307%	56.307分の33.693
18,000,001 ～ 40,000,000	49.16%	
40,000,001 ～	44.055%	

- その他の税額控除については、税額決定・納税通知書の2ページ目、「市民税・府民税 課税明細書」の裏面をご覧ください。

## 3. 年金特別徴収の仕組み

公的年金からの差し引き(年金特別徴収)は「仮徴収」と「本徴収」とで行われます。次の表のとおり、令和5年4月から令和6年の2月までの一年間で、年金支給月に合わせて6回に分けて税額を差し引きます。

年金特別徴収 の初年度	普通徴収			年金特別徴収(本徴収)		
	1期(6月末納期限)	2期(8月末納期限)		10月	12月	2月
年金特別徴収税額	年税額の1/4	同左		年税額の1/6	同左	同左
次年度以降	年金特別徴収(仮徴収)			年金特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年金特別徴収税額	前年度の年税額の1/6	同左	同左	(今年度の年税額-仮徴収税額)の1/3	同左	同左

※原則は表のとおりですが、税額変更などが原因で、次年度以降でも初年度のような徴収方法になる場合があります。

## ■ 所得控除

控除の種類	控除額																																											
雑損控除	次のいずれか多い方の金額 (1) (損失額 - 保険金等により補てんされる金額) - (総所得金額等の合計額 × 10%) (2) (損失額 - 保険金等により補てんされる金額)のうち、災害関連支出の金額 - 5万円																																											
医療費控除 ※AかBのどちらかを 選択適用	A.医療費控除 (支払った医療費の額-保険金等により補てんされる金額)-(総所得金額等の5%または10万円のいずれか少ない方の金額)【限度額200万円】 B.医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) (特定一般医薬品等購入負担額 - 12,000円)【限度額88,000円】																																											
社会保険料控除	支払った社会保険料の全額																																											
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の全額																																											
生命保険料控除	A.一般の生命保険料分 + B.介護医療保険料分 + C.個人年金保険料分【合計限度額70,000円】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払保険料額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">旧契約 (平成23年12月31日以前の契約)</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">新契約 (平成24年1月1日以後の契約)</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同じ契約内容に旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、上記の計算式に基づき旧契約・新契約ごとに控除額を計算して、合計します。その場合の限度額は28,000円です。ただし、旧契約のみで計算した控除額が、合計した控除額より大きくなる場合は、旧契約のみで計算した控除額を適用することができます。</p>	区分	支払保険料額	控除額	旧契約 (平成23年12月31日以前の契約)	15,000円以下	支払額の全額	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円	70,001円以上	35,000円	新契約 (平成24年1月1日以後の契約)	12,000円以下	支払額の全額	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円	56,001円以上	28,000円																						
区分	支払保険料額	控除額																																										
旧契約 (平成23年12月31日以前の契約)	15,000円以下	支払額の全額																																										
	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円																																										
	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円																																										
	70,001円以上	35,000円																																										
新契約 (平成24年1月1日以後の契約)	12,000円以下	支払額の全額																																										
	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円																																										
	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円																																										
	56,001円以上	28,000円																																										
地震保険料控除	地震保険契約分 + 長期損害保険契約等分【合計限度額25,000円】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払保険料額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震保険</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長期損害保険 (平成18年12月31日以前に締結した、満期返戻金のある10年以上の契約)</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一つの損害保険契約等が、地震保険契約と長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。</p>	区分	支払保険料額	控除額	地震保険	50,000円以下	支払額×1/2	50,001円以上	25,000円	長期損害保険 (平成18年12月31日以前に締結した、満期返戻金のある10年以上の契約)	5,000円以下	支払額の全額	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円		15,001円以上	10,000円																											
区分	支払保険料額	控除額																																										
地震保険	50,000円以下	支払額×1/2																																										
	50,001円以上	25,000円																																										
長期損害保険 (平成18年12月31日以前に締結した、満期返戻金のある10年以上の契約)	5,000円以下	支払額の全額																																										
	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円																																										
	15,001円以上	10,000円																																										
障害者控除	●特別障害者・・・30万円（ただし、同一生計配偶者または扶養親族のうち、同居の特別障害者・・・53万円） ●普通障害者・・・26万円																																											
寡婦控除	26万円（ただし、合計所得金額が500万円以下で、次のどちらかに該当するもの） (1) 夫と離別後、婚姻しておらず、子以外の扶養親族を有する (2) 夫と死別後、婚姻していない又は夫の生死が明らかでない																																											
ひとり親控除	30万円（合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子を有する）																																											
勤労学生控除	26万円（本人が学校教育法に規定する学生で合計所得金額75万円以下かつ給与以外の所得が10万円以下であること）																																											
配偶者控除	※納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">納税者本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超、950万円以下</th> <th>950万円超、1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人(70歳以上の人)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>		納税者本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超、950万円以下	950万円超、1,000万円以下	一般	33万円	22万円	11万円	老人(70歳以上の人)	38万円	26万円	13万円																												
	納税者本人の合計所得金額																																											
	900万円以下	900万円超、950万円以下	950万円超、1,000万円以下																																									
一般	33万円	22万円	11万円																																									
老人(70歳以上の人)	38万円	26万円	13万円																																									
配偶者特別控除	※納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超、133万円以下の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超、950万円以下</th> <th>950万円超、1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超、95万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超、100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超、105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超、110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超、115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超、120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超、125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超、130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超、133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			900万円以下	900万円超、950万円以下	950万円超、1,000万円以下	48万円超、95万円以下	33万円	22万円	11万円	95万円超、100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超、105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超、110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超、115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超、120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超、125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超、130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超、133万円以下	3万円	2万円	1万円
配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額																																											
	900万円以下	900万円超、950万円以下	950万円超、1,000万円以下																																									
48万円超、95万円以下	33万円	22万円	11万円																																									
95万円超、100万円以下	33万円	22万円	11万円																																									
100万円超、105万円以下	31万円	21万円	11万円																																									
105万円超、110万円以下	26万円	18万円	9万円																																									
110万円超、115万円以下	21万円	14万円	7万円																																									
115万円超、120万円以下	16万円	11万円	6万円																																									
120万円超、125万円以下	11万円	8万円	4万円																																									
125万円超、130万円以下	6万円	4万円	2万円																																									
130万円超、133万円以下	3万円	2万円	1万円																																									
扶養控除	※合計所得金額が48万円以下の扶養親族がいる場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> <th>該当の扶養親族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>16歳以上下記(「特定」、「老人」、「同居老親等」)以外の人</td> </tr> <tr> <td>特定</td> <td>45万円</td> <td>19歳以上23歳未満の人</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>38万円</td> <td>70歳以上の人</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>45万円</td> <td>老人扶養のうち、本人またはその配偶者と同居している父母等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	控除額	該当の扶養親族	一般	33万円	16歳以上下記(「特定」、「老人」、「同居老親等」)以外の人	特定	45万円	19歳以上23歳未満の人	老人	38万円	70歳以上の人	同居老親等	45万円	老人扶養のうち、本人またはその配偶者と同居している父母等																												
区分	控除額	該当の扶養親族																																										
一般	33万円	16歳以上下記(「特定」、「老人」、「同居老親等」)以外の人																																										
特定	45万円	19歳以上23歳未満の人																																										
老人	38万円	70歳以上の人																																										
同居老親等	45万円	老人扶養のうち、本人またはその配偶者と同居している父母等																																										
基礎控除	合計所得金額が ※合計所得金額2,500万円超は控除の適用はありません。 ●2,400万円以下・・・43万円 ●2,400万円超、2,450万円以下・・・29万円 ●2,450万円超、2,500万円以下・・・15万円																																											